

太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業
事業者選定公募型プロポーザル 実施要領

太 子 町

令和8年3月

本実施要領（以下、「本要領」という。）は、太子町立小中学校屋内運動場等への空調設備等の工事をデザインビルド（設計施工一括）方式で実施するにあたり、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）により選定事業者を決定するために必要な事項を定めるものである。

用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、空調設備等の整備に関連する設計業務、工事監理業務、附帯する設備工事も含めた空調設備等の整備を行う事業者（個人、法人、団体及びこれらの連合体）をいう。
- (2) 「実施要領」とは、空調設備等を整備する事業者を選定するため、事業日程、募集方法、費用負担、手続き、整備条件、提案書等に関する事項を定めたものをいう。
- (3) 「提案書」とは、町の募集に応じて、事業者が提出する空調設備等に関する提案等を記載した書類をいう。
- (4) 「提出書類説明書」とは、提案書の作成に当たり、書類の作成方法及び様式を定めたものをいう。
- (5) 「審査委員会」とは、本事業のプロポーザル審査を目的として設置される「太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業太子町プロポーザル候補者審査委員会」を意味します。
- (6) 「契約」とは、町と選定事業者による、空調設備等を整備するための契約をいう。

第1 事業概要

1 事業名称

太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業

2 事業の目的

太子町（以下「町」という。）は、児童・生徒の安全・安心な教育環境整備とともに、災害時の避難所としての機能強化を図る観点から、小中学校の体育館等への空調設備を設置する工事を実施する。

限られた期間ですべての対象施設への整備を完了させるため、きめ細やかな工事工程、確実な実行性の担保のため、価格のみならず、施工体制、調整・連携能力、技術力、実績、適切な工事監理体制及び提案内容から評価し、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

3 事業の内容

本事業は、町内、小中学校6校の体育館等【別表1】対象一覧の空調設備等の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者（以下「選定事業者」という。）を選定し、町との契約を締結した上で提案書の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事

監理からなる「設計施工一括発注方式」により実施するものである。

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。

具体的な業務の内容及び詳細については、別添「太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）」を参照すること。

各役割は、一事業者でなく、複数者での構成も可とする。

なお、本要領及び別添「提出書類説明書」に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

(1) 現地調査、設計業務

ア 屋内運動場等の空調設備の設置に係る設計業務（設置に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成）

イ その他附属する業務

(2) 屋内運動場等の空調設備の設置工事

ア 空調設備の施工業務

イ 安全対策

ウ その他附属する業務

(3) 工事監理業務

ア 屋内運動場等の空調設備の設置工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）

イ その他附属する業務

(4) その他の業務遂行上必要な業務

ア 学校ごとの調査業務

イ 関係法令に基づく各種届出

ウ その他、本業務において必要となる業務

4 契約形態

プロポーザル審査の結果をもって選定事業者を決定し、議会の議決を受けた上で、協定書（別紙「協定書（案）」）を締結の上、当該事業者と契約締結を行う（以下、各契約締結を行った者を「受注者」という。）。

5 業務履行期間（予定。提案書に添付のスケジュール等を参考に協議の上、決定する。）

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

※ 請負期間には、工事書類の提出までを含むものとする。

令和8年5月に仮契約を行い、令和8年6月議会の議決を経て本契約の予定とする。

6 提案上限額

事業費 367,666,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ プロポーザルの実施に当たり、本事業の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

7 費用の負担

本事業における町及び選定事業者の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 町の負担

選定事業者が行う各種調査、設計、工事監理、工事費など空調設備等の整備・引き渡しに関するもので、空調設備等を整備する上で必要な費用

(2) 選定事業者の負担

上記(1)の町が負担する費用を除き、町が空調設備等の引き渡しを受けるまでの事業実施に要する全ての費用

8 町から貸与できる参考資料

本事業を進めるにあたり、貸与できる参考資料は次のとおりとする。なお、資料貸与は参加を希望する事業者にのみ提供し、本事業の検討のみに使用するものとする。貸与資料の取扱は協力者以外への配布を禁止とし、取り扱いには十分注意すること。また、使用目的を終えた後には、データの消去を行うこと。

(1) 「太子町立小中学校屋内運動場竣工図面」(以下「竣工図面」という。)

(2) その他、町が必要と認める書類

9 現地確認の開催

参加を希望する事業者で、現地確認を希望する事業者には、対象校全体を対象とした現地確認期間を設ける。

(1) 実施期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月3日(金)まで

(2) 申込方法

「現地確認申請書」(様式1-1)を記入の上、令和8年3月30日(月)までに、教育委員会管理課へ提出すること。各事業者の申請内容を調整のうえ、町から現地確認日時を指定する。

第2 募集及び事業開始までのスケジュール

プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
プロポーザル募集公告・配布	令和8年 3月25日(水)
現地確認申請書の提出期限	令和8年 3月30日(月)
現地確認	令和8年 4月 1日(水)～ 令和8年 4月 3日(金)
参加表明に関する質問書の受付期限	令和8年 3月31日(火)
参加表明に関する質問への回答・公表	令和8年 4月 3日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年 4月 7日(火)
実施要領等に関する質問書の受付期限	令和8年 4月 9日(木)
参加表明資格審査結果通知	令和8年 4月10日(金)
実施要領等に関する質問への回答・公表	令和8年 4月15日(水)
提案書提出期限	令和8年 4月30日(木)
プレゼンテーション及びビディングの実施	令和8年 5月14日(木)～ 令和8年 5月15日(金)
選定事業者の選定・通知・公表	令和8年 5月19日(火)
仮契約締結	令和8年 5月26日(火)
本契約締結	令和8年 6月下旬

第3 空調設備等整備の基本方針

1 空調設備等整備方針

空調設備等の整備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

(1) 安全・安心で快適な教育環境の実現

児童・生徒が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。

(2) 経済的かつ良好な維持管理ができる設備導入

空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

(3) 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。さらに、空調設備の設置にあたり、イニシャルコストとランニングコストを考慮した経済的な機器の選定を行う。

2 空調設備整備等の基本条件

(1) 基本事項

町内2中学校4小学校の体育館等（7施設）に空調設備等を導入する。

(2) 詳細事項

各学校の詳細は、【別表1】対象一覧による。

3 要求性能水準

別紙「要求水準書」参照

第4 応募者の要件等

1 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす単独事業者又は複数の事業者の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。代表事業者は、町との窓口になり、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続を行い、それぞれの構成員は連帯して事業遂行の責を負うものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「2 共通の参加資格要件」を満たすものとする。

(3) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。

ただし、町がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

(4) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、町がやむを得ないと認める場合は、資格要件を各応募者の変更等（代表事業者変更等（代表事業者を除く。））により、当該要件を満たすものとする。

2 共通の参加資格要件

(1) 単独事業者及びグループの代表者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法

律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

なお、グループで申し込む場合は構成員全てを対象とする。

ウ 公募開始日から協定書締結の日までに太子町指名停止基準に関する規程(令和7年1月23日訓令乙第1号)による指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 太子町暴力団排除条例(平成25年3月25日条例第7号)第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。

なお、グループで申し込む場合は構成員全てを対象とする。

オ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による、営業停止期間中の者ではないこと。

カ 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した町税、法人税並びに消費税及び地方消費税(太子町に事務所・事業所(店舗等を含む。))を有しない者にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税)を滞納していないこと。

キ 公告日において、代表者は、法人格を有し、令和8・9年度太子町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ク 建設業法の規定による建築一式工事又は管工事業の特定建設業許可を有する者

ケ 建設業法の規定に基づき当該対象工事の監理技術者を現場において専任で配置できること。

コ 直近3か年の経営状況が著しく悪化していないこと。

サ 過去10年以内に完了した、国又は地方公共団体等が発注した業務で、教育施設とそれに類する施設における空調設備設置工事の実績が1件以上あること。

シ 単独事業者として申し込む場合は(2)を満たすこと。

(2) グループの代表者以外の構成員

ア 上記のアからオ及びキのうち、町税を滞納していない要件を満たすこと。

イ 構成員のうち主に設計業務及び工事監理業務を行う事業者は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(ア) 公告日において、令和8・9年度太子町競争入札参加資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務で登録されていること。

(イ) 過去10年以内に完了した、国又は地方公共団体等が発注した業務で、教育施設とそれに類する施設の空調設備設計の元請としての実績を有すること。なお、こ

の場合の実績とは、延床面積が1,000㎡以上の建築物における空調設備設計業務を実施した実績をいう。

ウ 構成員のうち主に工事を行う事業者（以下、「施工企業等」という。）は、次に掲げる要件を備えていることとする。

（ア） 公告日において、令和8・9年度太子町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

3 応募に関する留意事項

（1） 費用負担

本プロポーザルに関する一切の費用は、応募者の負担とする。また、本プロポーザル参加にあたり、応募者に生じた損害等について、町は一切その責めを負わない。

（2） 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属するが、応募者が受注者となった場合、その著作権は町に帰属する。なお、町は提案募集以外での目的で応募書類を使用しない（太子町情報公開条例（令和4年12月16日条例第15号）に基づく公開の場合を除く。）。全ての提案書等は返却しない。また、町は選定審議会の事務等に必要な範囲において、複製を作成し使用できるものとする。

（3） 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

（4） 町からの提示資料の取扱い

町が提供する資料は、本事業への応募に係る目的以外で使用してはならない。また、応募者は提供された資料の他、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（5） 提案数の制限

最善と思われる1つの提案を行うこと。

（6） 提出書類の変更禁止

参加意思表明後の提出書類の変更は禁止とする。ただし、審査に影響があるような著しく不明瞭な表示や脱漏があり、町が再提出若しくは差替えが必要と判断した場合は、この限りではない。

（7） 提出書類の虚偽

いずれの場合も、提出された書類の内容に虚偽があると審査委員会が判断した場合、失格とする。

（8） 提出書類の受理等

提案書等が次のいずれかに該当するときは、受理しない。

ア 提出期日及び提出方法に合致しないもの

- イ 本要領等の作成方法等に合致しないもの
- ウ 記載すべき事項が記載されていないもの

第5 応募の手続き

1 公告の方法

(1) 実施要領等の公表

- ア 公表日 : 令和8年3月25日(水)
- イ 公表方法 : 公募型プロポーザルによる募集公告を町ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する。なお、実施要領、要求水準書、提出書類説明書等は、募集期間内において、ホームページで公表する。

(2) 参加表明に関する質問書の受付・回答

- ア 提出期間 : 令和8年3月31日(火)午後5時15分まで
- イ 提出方法 : 電子メールで提出すること。
- ウ 提出書類・部数 : 質問書(様式2-1) 1部
- エ 提出先 : 太子町教育委員会管理課
電子メールアドレス : kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp
- オ 質問に対する回答 : 令和8年4月3日(金)までにホームページで公表する。

(3) 実施要領等に関する質問書の受付・回答

- ア 提出期間 : 令和8年4月9日(木)午後5時15分まで
- イ 提出方法 : 電子メールで提出すること。
- ウ 提出書類・部数 : 質問書(様式2-1) 1部
- エ 提出先 : 太子町教育委員会管理課
電子メールアドレス : kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp
- オ 質問に対する回答 : 令和8年4月15日(水)までにホームページで公表する。

2 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本(添付書類を含む。)とし、副本は正本の写しとする。

(1) 参加表明

- ア 提出期間 : 本募集公告の日から令和8年4月7日(火)午後5時15分まで
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「町の休日」という。)を除く。)とする。
- イ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。)
- ウ 提出書類・部数 : 「別表2 提出書類リスト」のとおりとする。
- エ 提出先 : 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜280番地1
太子町教育委員会管理課

TEL 079-277-1016

オ 発注担当課 : 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1
太子町教育委員会管理課

TEL 079-277-1016

カ 審査結果

参加資格の審査結果は、令和8年4月10日（月）に通知する。なお、審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）については、令和8年5月14日（木）又は令和8年5月15日（金）を予定している。開催時間、場所などの詳細については、別途通知する。

(2) 提案書の提出

ア 提出期間 : 令和8年4月30日（木）午後5時まで

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（町の休日を除く。）とする。

イ 提出方法 : 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。）

ウ 提出書類・部数 : 提出書類説明書のとおり。

※1 町が定める部分を除き、全ての書類において応募者が特定されないよう配慮すること。

※2 提出サイズはA4サイズとし、A3用紙を添付の場合はZ折りとすること。

※3 様式第3-3号から様式第3-12号の提出部数は、正本1部、副本10部、副本のデータ一式とする。1部ごとにA4縦長ファイルに綴じたうえで、表紙に「太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業事業者選定公募型プロポーザル（提案書）」と明示すること。なお、正本のみ、その下に応募者名を明示すること。

エ 提出先 : 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1
太子町教育委員会管理課

TEL 079-277-1016

オ 発注担当課 : 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1
太子町教育委員会管理課

TEL 079-277-1016

カ 様式3-3から様式3-12は、Adobe PDF形式による電子ファイルにおいても1部提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること

(3) 提案に当たっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

また、後日次のいずれかに該当すると判明した場合には、契約等を解除することがある。

(ア) 応募資格がない者による応募

(イ) 代表事業者以外の者による応募

(ウ) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

(エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

(オ) 応募者及びその代理人が行った2以上の応募

(カ) その他募集に関する条件に違反した応募

(4) 提出物の取扱い

ア 提出された提案書については、返却しない。

イ 応募者に無断で、提案書の内容を第三者へ公開しない。

ウ 町は、本プロポーザル以外の用途に使用しない。

(5) その他

ア 提案書の作成及び応募のため、町から提供のあった資料に関しては、提案書の作成及び応募の検討以外の目的で使用してはならない。また、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 提出された資料及び提案内容において、明らかに他自治体等への提出目的のために作成されたと認められる文言、内容であると判断され、その程度が著しく多いものは、選定審議会における審査により、極めて不誠実と認める「第7 2 失格事由」(6)に該当する行為として失格になる場合がある。

第6 提案審査

提案事業者から提出された提案書について、下記のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙「太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業評価基準」の評価項目に基づき審査を行い、最も合計得点が高い者を契約候補者として選定する。併せて契約候補者に次いで合計得点の高い提案事業者を次順位契約候補者として選定する。ただし、合計得点が6割に満たない者は失格とする。

なお、最も合計点が高い提案事業者が2者以上あるときは、価格点の高い者を契約候補者とし、更に価格点が高点の場合には、くじ引きにより契約候補者を選定する。

- (1) 実施時間、会場は後日個別に通知する。応募者の都合による変更は出来ない。
- (2) 出席者は4名までとする。
- (3) プレゼンテーションの発表者、質疑応答者に指定はない。
- (4) 応募者は、提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーション形式等での説明を行う。質疑応答時間は20分以内とする。
- (5) パワーポイント等で説明を行う場合に必要スクリーン（サイズ：約2.0m角）、コンセント及び電源を会場に設置した状態とするので、その他、必要なパソコン・プロジェクター等の備品は応募者で用意の上、開始時間までに設定すること。
- (6) 提案審査当日に連絡なく欠席又は開始時間を15分以上遅延した場合は辞退とみなす。ただし、公共交通機関の遅れが原因で、連絡が出来ない状況によりやむを得ず遅延となった場合で、その事実が確認された場合に限り、審査委員会の決定により再度日時を設定する。
- (7) 上記に該当しない事項については、すべて審査委員会の決定による。

第7 選定事業者の決定と契約

1 選定事業者の決定

(1) 評価体制

町は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、審査委員会を設置し、別に定める事業者選定基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

ア 評価と事業者の選定

別紙「事業者選定基準」参照

イ 選定結果の公表

選定結果は、令和8年5月中旬に書面にて通知するとともに、ホームページ等で公表する。なお、選考結果に対する質問及び異議については、一切受け付けない。

(3) その他

ア 町は、応募者が故意に審査委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 町は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も本要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

ウ 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により本町に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点となった応募者を選定

事業者として決定する。

2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期日までに必要書類が提出されない場合
- (2) 提案書等に故意による虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領 第4 2 共通の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 本審査に関し不誠実と審査委員会が認めた場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (7) その他、応募者による法令違反の他、社会的失墜行為が確認され、審査委員会が不適切と認めた場合

3 契約に関する事項

(1) 協議と契約の締結

ア 審査の結果を経て、選定事業者に決定した応募者と提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を基本として協定書を締結し、その後の業務及び契約金額について町と詳細協議を行う。

イ 前号の協議が整った場合に契約を締結する。

ウ 協議が整わない場合、又は協議の中で「2 失格事由」に該当すると判断された場合は協議を中止し、次点となった応募者と協議を行う。

(2) 契約条項等

本契約は、太子町財務規則（平成4年10月1日太子町規則第17号）及び太子町契約からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年3月27日太子町告示第19号）の定めるところによる。

(3) 契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

(4) その他

町は、契約を変更する必要がある時は、選定事業者と変更契約を締結する。町は、空調設備等整備完了後、完了検査を行い、検査する空調設備等に問題がなければ、当該空調設備等の引渡しを受ける。

第8 法令順守等

1 プロポーザルの公正確保

- (1) 応募者は本プロポーザルの参加に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、い

かなる相談も行ってはならず、自らの意思による提案書等を作成、提出すること。

(3) 応募者は、町の結果公表がされるまで他の応募者を詮索し、情報の開示を行ってはならない。

(4) 応募者が単独、若しくは複数で意図的に不適切な行動、又は協議を行った場合、公正なプロポーザルの執行ができないと判断し、その行動等を行った応募者の参加を認めず、又はプロポーザルの延期、若しくはプロポーザルを中止とする。

2 関係法令の遵守

応募者は「1(1)」のほか、各法令を遵守し本プロポーザルに参加すること。

第9 情報公開及び提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

採用された提案書は、太子町情報公開条例（令和4年12月16日条例第15号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

第10 その他

1 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、町と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備等が短期間に一斉導入されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに町及び選定事業者による分担の考え方は、【別表3】予想されるリスクと責任分担表のとおりとする。

2 その他必要な事項

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和26年法律第207号）に定めるもの、通貨の単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 選定事業者に決定後、協定書締結までの間に「第4-2 共通の参加資格要件」を満たさなくなった若しくは「第7-2 失格事由」に該当することとなった場合、その時点で協議を中止するとともに業務遂行は困難と判断し、次点となった応募者と協議を開始する。

(3) 上記(2)が要因で必要となった費用の一切を、要因となった選定事業者又は受注者が負担するものとする。

(4) 公正なプロポーザルを確保できないと町が判断した場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(5) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、町と選定事業者又は受注者の両方で誠意をもって協議することとする。

(6) 工期の取扱い

本事業に必要な機器（受変電設備・変圧器等）について、市場の供給状況により調達に遅延が生じ、機器の納入遅延が選定事業者の責めに帰することができない事由の発生、かつ工期への影響が避けられないと認められる場合には、町と選定事業者で協議のうえ、必要な範囲で工期を調整することがある。また、協議を行う場合には、受注者は納期遅延の状況を示す資料（メーカー提示資料等）を提出し、町の求めに応じ必要な説明を行わなければならない。その場合について、原則工期延長による契約金額の変更は行わない。

【別表1】対象一覧

No.	学校名	所在地	生徒数(人) <small>令和7年度時点</small>	構造	設置個所	対象面積 (m ²)
1	龍田 小学校	太子町佐用 岡436番地	98	RC	アリーナ	1,008
2	斑鳩 小学校	太子町鶯7 13番地	397	RC	アリーナ	1,277
3	太田 小学校	太子町東出 128番地	854	RC	アリーナ	1,271
4	石海 小学校	太子町福地 422番地	854	2F S 1F RC	アリーナ	1,377
5	太子西 中学校	太子町立岡 207番地 1	490	RC	2F アリーナ	1,050
					1F 卓球場	200
					1F 剣道場	225
					1F 柔道場	225
6	太子東 中学校	太子町太田 1番地	551	RC	アリーナ	992
					別棟 武道場	385

【別表 2】提出書類リスト

様式番号	書類名	部数
様式第 1 - 1 号	現地確認申請書	正 1 部
様式第 2 - 1 号	参加表明に関する質問書	正 1 部
様式第 2 - 2 号	実施要領等に関する質問書	正 1 部
参加表明		
様式第 2 - 3 号	参加表明書	正 1 部、副 1 部
様式第 2 - 4 号	委任状	正 1 部、副 1 部
様式第 2 - 5 号	参加資格確認申請書兼誓約書	正 1 部、副 1 部
様式第 2 - 6 号	応募者構成表	正 1 部、副 1 部
様式第 2 - 7 号	構成員の変更申請書兼誓約書	正 1 部、副 1 部
様式第 2 - 8 号	誓約書	正 1 部、副 1 部
様式第 2 - 9 号	参加辞退書	正 1 部、副 1 部
	太子町税 (町内業者のみ) 納税証明書	正 1 部
	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書	正 1 部
提案書		
様式第 3 - 1 号	事業提案書類提出届兼誓約書	正 1 部、副 1 部
様式第 3 - 2 号	提案価格書	正 1 部
様式第 3 - 3 号	事業実施提案書 1 「事業実施基本方針、事業実施体制」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 4 号	事業実施提案書 2 「設計及び施工のスケジュール等の実施可能性」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 5 号	事業実施提案書 3 「地域経済への貢献」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 6 号	事業実施提案書 4 「空調設備等の性能、機能」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 7 号	事業実施提案書 5 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 8 号	事業実施提案書 6 「維持管理に関する配慮」	正 1 部、副 1 0 部

太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業
事業者選定公募型プロポーザル 実施要領

様式第 3 - 9 号	事業実施提案書 9 「環境負荷軽減への配慮」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 1 0 号	事業実施提案書 1 0 「災害時の避難所としての特徴」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 1 1 号	事業実施提案書 1 1 「学校現場の特性を踏まえた施工時の安全対策と学校運営への配慮」	正 1 部、副 1 0 部
様式第 3 - 1 2 号	事業実施提案書 1 2 「その他の提案」	正 1 部、副 1 0 部

【別表3】 予想されるリスクと責任分担表

○：主たるリスク負担者 △：従たるリスク負担者

リスクの種類		No.	内容	負担者	
				町	事業者
実施要綱等		1	本要領等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※2	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6	上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等	7	事業管理者として町が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※3	
	社会	住民対応	10	空調設備等の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、周期、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償		13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備等の損害によるもの	○ ※4	△ ※4	

リスクの種類		No.	内容	負担者	
				町	事業者
経 済	資金調達	1 6	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	1 7	設計・設置段階の物価変更（空調設備等の整備費に関するもの）		○
測量・調査		1 8	町が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
		1 9	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		2 0	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	
計 画	設計	2 1	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	2 2	町の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工 事	工事費増加	2 3	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		2 4	町の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事遅延	2 5	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		2 6	町の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
工事監理		2 7	工事監理の不備により、工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○
要求性能		2 8	工事完了後、町が実施する完成確認で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○
技術進捗		2 9	計画・設置段階における技術進捗に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合		○

【注釈】

- 1 町と受注者の責任分担は、原則として上記別表3「予想されるリスクと責任分担表」によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様に変更となった場合などについては、基本的に町が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。
- ※3 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は町が負担する。

- ※4 不可抗力事由により、町に追加費用その他損害が発生した場合、町は事業者に損害賠償を行わない。事業者に追加費用その他損害が発生した場合あるいは第三者に損害が発生し、町又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては町の負担とする。より詳細な負担方法については、契約書（案）において示す。